

--	--	--	--	--	--	--	--

使用印鑑届

右の印鑑を入札・見積・契約の締結並びに代金の請求受領、
 その他契約の履行に関する書類に使用するので届けます。

平成 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者役職氏名

※会社印(角印)は押印しないこと。

使用印

実印

- 〈注〉
- 1 申請者は必ず使用印鑑を届けること。
 - 2 商号又は名称等の上に、会社印(角印)は押印しないこと。会社印(角印)を押印しているものは受理しない。
 - 3 委任する(受任地を設ける)場合は、「使用印」は「受任者印」と同じ印鑑であること。
 - 4 法人の場合は法人名及び役職名の刻印のある印鑑、個人の場合は姓名(姓のみも可)の刻印のある印鑑を届けること。
 ただし、「使用印」の法人名及び役職名については下記※によること。
 ※登録事業所が本社又は本店である場合、法人名は本社(本店)の商号等、役職名は本社(本店)の代表者の役職名。
 ※登録事業者が受任地である(委任する)場合、法人名は商号等及び受任地の名称、役職名は受任地の代表者の役職名。
 - 5 登記簿上の本店が本社や主たる事業所等と異なる場合は、「所在地」欄に「登記簿上の本店」を括弧書きで記入すること。
 - 6 個人の場合、代表者役職氏名は、「代表者〇〇〇〇」と記入すること。(「〇〇〇〇」は氏名)

※本欄は、受任地を設ける
 場合のみ記入すること。

委任状

所在地

受任者

商号又は名称

代表者役職氏名

※会社印(角印)は押印しないこと。

受任者印
 ※使用印
 と同一

私は上記の者を代理人と定め、岡垣町との間における
 下記事項に関する権限を委任します。

- 委任事項
- 1 入札・見積及び契約締結・解除に関する件
 - 1 契約代金の請求受領に関する件
 - 1 各種保証金の納付並びに還付請求及び受領に関する件
 - 1 契約の保証に関する件
 - 1 復代理人選任に関する件
 - 1 共同企業体の結成に関する件
 - 1 その他契約履行に関する一切の件

平成 年 月 日

所在地

委任者

商号又は名称

代表者役職氏名

※会社印(角印)は押印しないこと。

実印

- 〈注〉
- 1 委任状は受任地を設ける場合のみ記入すること。
 - 2 受任者印は、使用印と同一印とする。

本様式を提出する場合は変更がない箇所についても全て記入・押印すること

記入例

記入不要（町記入）

使用印鑑届

右の印鑑を入札・見積・契約の締結並びに代金の請求受領、その他契約の履行に関する書類に使用するので届けます。

平成 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者役職氏名

本社について記入すること

※会社印(角印)は押印しないこと。

使用印

実印

- <注>
- 申請者は必ず使用印鑑を届けること。
 - 商号又は名称等の上に、会社印(角印)は押印しないこと。会社印(角印)を押印しているものは受理しないこと。
 - 委任する(受任地を設ける)場合は、「使用印」は「受任者印」と同じ印鑑であること。
 - 法人の場合は法人名及び役職名の刻印のある印鑑、個人の場合は姓名(姓のみも可)の刻印のある印鑑を届けること。ただし、「使用印」の法人名及び役職名については下記※によること。
 ※登録事業所が本社又は本店である場合、法人名は本社(本店)の商号等、役職名は本社(本店)の代表者の役職名。
 ※登録事業者が受任地である(委任する)場合、法人名は商号等及び受任地の名称、役職名は受任地の代表者の役職名。
 - 登記簿上の本店が本社や主たる事業所等と異なる場合は、「所在地」欄に「登記簿上の本店」を括弧書きで記入すること。
 - 個人の場合、代表者役職氏名は、「代表者〇〇〇〇」と記入すること。(「〇〇〇〇」は氏名)

「委任状」欄は受任地を設けている場合のみ記入・押印

委任状

受任者

所在地

商号又は名称

代表者役職氏名

※会社印(角印)は押印しないこと。

受任者印
※使用印と同一

私は上記の者を代理人と定め、岡垣町との間における下記事項に関する権限を委任します。

- 委任事項
- 1 入札・見積及び契約締結・解除に関する件
 - 1 契約代金の請求受領に関する件
 - 1 各種保証金の納付並びに還付請求及び受領に関する件
 - 1 契約の保証に関する件
 - 1 復代理人選任に関する件
 - 1 共同企業体の結成に関する件
 - 1 その他契約履行に関する一切の件

平成 年 月 日

委任者

所在地

商号又は名称

代表者役職氏名

※会社印(角印)は押印しないこと。

実印

- <注>
- 1 委任状は受任地を設ける場合のみ記入すること。
 - 2 受任者印は、使用印と同一とする。